

②小・中学校

○生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施

○主体的な研究や研修への参画による教師の授業力の向上

○**放課後活動等における休養日の設定【平日に1日・週末に1日】**

○**中学校区内(小中併置校)における小中連携の実施**

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、授業スタンダードの共通実践→ (※小学校で出来たことは中学校でも実践) ・同一歩調での取組を構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・学習方法の重なる部分を共通実践 ・めあて・話し合い・振り返り・板書 等 |
|--|---|

①学校の実態を考慮した目標を設定し、県並びに市の学力向上推進計画を基に「授業改善」の充実を図る。

②石垣市スタンダード(学習規律・授業スタンダード)を基に、中学校区(小中併置校)内における小中連携の充実を図る。

③学校教育支援員・外国語学習支援員・ICT支援員並びにICT機器、**地域人材**を効果的に活用し、児童生徒の学習意欲を高め、学力向上を図る。

④長期休業中には、学校教育支援員等を活用して学習会や補習活動を行い、学習の定着を図り「夏休み基礎・基本強化学習会」等を実施する。

⑤家庭学習強化月間を学期に1回実施し、学習の習慣化及び学習内容の定着を図る。

⑥「全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙・学校質問紙)」、「標準学力調査(i-check)」、「中3学力調査」「県学力到達度調査」の分析結果から課題に対応する。

⑦**放課後活動**の終了時刻を厳守する。**中学校における**定期テスト(中間・期末等)前の部活動停止期間、1週間を厳守する。(※スポーツ少年団等も部活動に準じた取組を推進する)

〔 ※共通実践事項 〕

1) 部活動等の活動期間及び下校時刻は、原則次の通りとする。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| (ア) 夏期(4～9月) 19:00まで | (イ) 春秋期(10・11・2・3月) 18:30まで |
| (ウ) 冬期(12・1月) 18:00まで | ※日没調整可とする。 |

2) 休養日は、**週2日設定する【平日1日・週末1日】**

- | |
|--------------------------|
| ○中学校・・・平日：水曜日 / 週末：学校に一任 |
| ○小学校・・・週2日以上(平日1日・週末1日) |

3) **中学校の**定期テスト(中間・期末)前の部活動停止期間は、1週間前を厳守する。

- | |
|----------------------------------|
| ○大会前でも活動時間を延長したり、部活動停止期間を短縮しないこと |
|----------------------------------|

4) 次にあげる日は、部活動等を休みとする。

- | | | |
|-----------|-------------------|-----------------------|
| (ア) こどもの日 | (イ) 旧盆 | (ウ) 年末・年始休(12/29～1/3) |
| (エ) 旧十六日祭 | (オ) 家庭の日(毎月第3日曜日) | |

